

奈良市公報

第 1 9 9 号

平成 17年 8月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

告 示	
一般競争入札の実施	1
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
住居番号の設定	3
生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	3
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	3
生活保護法の規定による医療機関の指定	3
平成 17年度固定資産税・都市計画税更正決定通知書の公示送達	3
放置自転車等の保管	4
社団法人全国市有物件災害共済会の平成 16年度事業経営状況	4
改良住宅入居者の募集	4
一般競争入札の実施	4
結核指定医療機関の指定	5
放置自転車等の保管 (2 件)	6
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	6
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
放置自転車等の保管	7
奈良市排水設備指定工事店の指定取消し	7
住民票の写し及び国民健康保険被保険者証の無効	7
放置自転車等の保管	7
奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示	7
農業委員会総会の招集	8
放置自転車等の保管	8
結核指定医療機関の指定辞退	8
結核指定医療機関の指定	8
放置自転車等の保管 (2 件)	8
納期限変更告知書の公示送達	9
放置自転車等の保管	9
放置自転車等の処分	9
一般競争入札の実施	9
訓 令 甲	
奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する訓令	10
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	10

奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	11
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	11
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	11
一般競争入札の実施	12
会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示	12
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	15
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	15

告 示

奈良市告示第 412号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和 22年政令第 16号) 第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和 40年奈良市規則第 43号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 7月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事 (単 7) 四条大路一丁目地内ほか 35件 (各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分 (奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。) 又は建設業法 (昭和 24年法律第 100号) の規定による経営事項審査 (以下「**騒審**」という。) の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで (奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 7月 6日までは入札控室、同月 7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 7月 6日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第4幹線 - 41	奈良市二名三丁目 1026- 2	奈良市二名三丁目 1028- 3
二名第2幹線 - 20	奈良市三松一丁目 741- 2	奈良市三松一丁目 726
二名第2幹線 - 21	奈良市三松一丁目 735- 9	奈良市三松一丁目 735- 9
二名第2幹線 - 22	奈良市三松三丁目 648- 1	奈良市三松三丁目 638- 1
二名第4幹線 - 42	奈良市三松四丁目 940- 2	奈良市三松四丁目 924
二名第4幹線 - 43	奈良市三松四丁目 941- 1	奈良市三松四丁目 942- 1
二名第3幹線 - 30	奈良市富雄北三丁目 2542- 154	奈良市富雄北三丁目 2542- 11
帝塚山幹線 - 34	奈良市帝塚山一丁目 1304- 5	奈良市帝塚山南三丁目 1000- 595
帝塚山幹線 - 37	奈良市帝塚山南三丁目 1000- 595	奈良市帝塚山南三丁目 1000- 311
あやめ池南幹線 - 441	奈良市菅原町 474- 5	奈良市菅原町 474- 5
あやめ池南幹線 - 439	奈良市菅原町 474- 5	奈良市菅原町 473- 7

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 7月 7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第 413号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 7月 1日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 7月 1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 7月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名三丁目、三松一丁目、三松三丁目、三松四丁目、富雄北三丁目、帝塚山一丁目、帝塚山南三丁目、菅原町、三条栄町、三条松町、柴屋町、山町及び今市町の各一部

あやめ池南幹線 - 440	奈良市菅原町 1273	奈良市菅原町 474- 5
大宮幹線 - 29	奈良市三条栄町 159- 3	奈良市三条栄町 164- 13
大宮幹線 - 30	奈良市三条栄町 164- 2	奈良市三条栄町 164- 5
帯解幹線 - 113	奈良市柴屋町 179	奈良市柴屋町 181
帯解幹線 - 114	奈良市山町 56- 2	奈良市山町 123- 2
今市幹線 - 45	奈良市今市町 524	奈良市今市町 532- 5
今市幹線 - 46	奈良市今市町 539- 1	奈良市今市町 544
今市幹線 - 47	奈良市今市町 538- 1	奈良市今市町 539- 1
今市幹線 - 48	奈良市今市町 533- 1	奈良市今市町 532- 1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町 16番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 7月 1日 掲示済)

奈良市告示第 414号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3条第 4項の規定により告示します。
平成 17年 7月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
次のとおり省略
(平成 17年 7月 1日 掲示済)

奈良市告示第 415号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2の規定により告示します。
平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人さのだ会奈良駅前クリニック	奈良市三条本町 2 - 20 マツダオフィスビル 2 F	(所在地)奈良市三条町 327- 1	(所在地)奈良市三条本町 2 - 20マツダ オフィスビル 2 F	平成 17年 6月 2日

(平成 17年 7月 4日 掲示済)

奈良市告示第 416号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
久保産婦人科	奈良市椿井町 37	平成 17年 2月 22日
渡辺医院	奈良市千代ヶ丘一丁目 3 - 7	平成 17年 4月 4日
松井内科クリニック	奈良市朱雀一丁目 18 - 10	平成 17年 5月 31日
エムズドラッグ奈良阪薬局	奈良市奈良阪町 2265 - 3	平成 17年 5月 17日

(平成 17年 7月 4日 掲示済)

奈良市告示第 417号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2の

規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エムズドラッグ奈良阪薬局	奈良市奈良阪町 2265 - 3	平成 17年 6月 1日

(平成 17年 7月 4日 掲示済)

奈良市告示第 418号

平成 17年度固定資産税・都市計画税更正決定通知書を郵送しましたが、その送達をうけるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- この更正決定通知書の発送日
平成 17年 6月 15日
- 送達を受けるべき者

大阪市都島区都島本通 1 丁目 2 番 2 号
常盤産業有限会社
通知書番号 61- 4346
(平成 17年 7月 4日 掲 示 済)

奈良市告示第 419号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 4日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 7月 4日 掲 示 済)

奈良市告示第 420号

社団法人全国市有物件災害共済会の平成 16年度事業経営状況について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 263条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。
平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 16年度事業経営状況

- 1 平成 16年度末現在会員数 668市
- 2 建物総合損害共済
受託市数 666市
共済責任額 50,286,695,127,000円

分担金収入 5,968,248,270円
支払共済金 3,115,501,194円

3 自動車損害共済

受託市数 651市
分担金収入 2,397,560,407円
支払共済金 1,883,143,711円

4 正味財産の増減

増加

実質収納分担金収入等共済事業収入 8,394,498,669円

利子収入等 383,685,986円

会館収益金繰入 1,077,738,649円

その他 26,032,114円

計 9,881,955,418円

減少

災害共済金等共済事業費 5,286,077,702円

共済事業外経費及び管理費等 2,024,973,150円

減価償却額及び繰入額等 4,714,001,685円

計 12,025,052,537円

当期正味財産減少額 2,143,097,119円

5 平成 16年度末現在の共済基金

共済基金の前年度繰越額 61,889,029,726円

平成 16年度減少額 2,143,097,119円

平成 16年度末現在共済基金 59,745,932,607円

(平成 17年 7月 4日 掲 示 済)

奈良市告示第 421号

畑中地区小規模改良住宅入居者を次のとおり募集します。
平成 17年 7月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 7月 4日 掲 示 済)

奈良市告示第 422号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 7月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理(ペール状)し、保管している「事業系その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術(サーマルリサイクル、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル)を用い適正処理を行う。
- (2) 委託名称 事業系その他プラスチック類処理業務委託
- (3) 委託期間 契約の日から平成 18年 3月 31日まで
- (4) 委託場所 奈良市奈良阪町 2683番地

- (5) 処分予定量 約 100t
 ボール状 円筒形 (1.2m x h 1.2m)
 数量 約 300個

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 近畿 2府 4 県内に本社、支店又は営業所のいずれかがある者
- (3) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (4) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (5) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め搬出できる者
- (6) 過去 2年間に本市又は他の官公庁(公社・公団等を含む。)と契約を締結し、誠実に履行している者
- (7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課
 - (2) 日時 平成 17年 7月 5日 (火) から同月 12日 (火) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時 から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)
- なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市役所 入札室
- (2) 日時 平成 17年 8月 23日 (火) 午後 1時 30分から

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式) に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
- イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場) の設置許可証の写し
- ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書

(2) 入札参加申請方法

平成 17年 7月 12日 (火) から同月 19日 (火) まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の入札参加申請書を 1部、添付書類を 5部持参して下さい。

(3) 現場説明会

平成 17年 7月 12日 (火) 午後 2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟 2 階見学者ホール及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成 17年 7月 21日 (木) 午後 2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟 2 階見学者ホールにて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 8月 15日 (月) までに入札者の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市左京五丁目 2 番地
奈良市環境清美部企画総務課
電話 0742- 71- 3001 F A X 0742- 71- 1621

別記様式省略

(平成 17年 7月 5日 掲示済)

奈良市告示第 423号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号) 第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号) 第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
奈良駅前クリニック	奈良市三条本町 2 - 20ツツダオフィスビル	平成 17年 6 月 28日

	ル 2 F	
パンピ薬局	奈良市船橋町 55- 1	平成 17年 7月 1日

(平成 17年 7月 5日 揭示済)

奈良市告示第 424号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 5日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 5日 揭示済)

奈良市告示第 425号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 7月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 6日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 6日 揭示済)

奈良市告示第 426号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 55条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 7月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護センターやさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	訪問介護	平成 17年 6月 30日
福祉用具レンタルやさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	福祉用具貸与	平成 17年 6月 30日
居宅介護支援やさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	居宅介護支援事業	平成 17年 6月 30日

(平成 17年 7月 6日 揭示済)

奈良市告示第 427号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 7月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人きののだ会 奈良駅前クリニック	奈良市三条本町 2 - 20マツダオフィスビル 2 F	訪問看護、居宅療養管理指導	医療法人きののだ会	八尾市高砂町 1 丁目 75- 8	平成 17年 6月 20日
医療法人きののだ会 奈良駅前クリニック(歯科)	奈良市三条本町 2 - 20マツダオフィスビル 2 F	居宅療養管理指導	医療法人きののだ会	八尾市高砂町 1 丁目 75- 8	平成 17年 6月 20日
デイサービスセンター 聚楽苑	奈良市三松三丁目 640- 2	通所介護、居宅介護支援事業	株式会社ウェルハート	奈良市三松三丁目 640- 2	平成 17年 7月 1日
ケアサービス天平	奈良市雑司町 368 - 2	居宅介護支援事業	有限会社天平フーズ	奈良市今小路町 45 - 1	平成 17年 7月 1日
デイサービスセンター 天平	奈良市雑司町 368 - 2	通所介護	有限会社天平フーズ	奈良市今小路町 45 - 1	平成 17年 7月 1日
あいケアサービス	奈良市三碓六丁目	訪問介護	有限会社翔	奈良市三碓六丁目	平成 17年 7月 1日

10- 26- 203

10- 26- 203

(平成 17年 7月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第 428号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 7月 7日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第 429号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 7月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 取消し年月日

平成 17年 7月 8日

2 指定工事店

(1) 指定番号 第 24号

店舗の所在地 奈良市五条一丁目 11番 3号

会社名 第一管工業

代表者 横崎 隆門

(2) 指定番号 第 89号

店舗の所在地 奈良市古市町 1233番地

会社名 谷牧組

代表者 谷牧 ヒサノ

(3) 指定番号 第 224号

店舗の所在地 奈良市横井二丁目 276番地の 3

会社名 一二三建設

代表者 岡田 博敏

(平成 17年 7月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 430号

平成 17年 6月 21日になされた下記の者に係る住民基本台帳法(昭和 42年法律第 81号)第 22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない虚偽による届出であることが判明したため、これを取り消します。

よって、この転入届に基づいて発行された住民票の写し及び国民健康保険被保険者証は無効であることを公示しま

す。

平成 17年 7月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
記

1 事件本人

(1) 住所 奈良市西大寺南町 2 番 25号

成田ハイツ 102号

(2) 氏名 松園 栄

(3) 生年月日 昭和 59年 1月 28日

2 無効とする転入届

(1) 届出年月日 平成 17年 6月 21日

(2) 転入年月日 平成 17年 5月 31日

(3) 転入前住所 大阪府東大阪市岩田町 5 丁目 7 番 20号

3 無効とする証明書等

(1) 住民票の写し 平成 17年 6月 21日発行のもの 1通

(2) 国民健康保険被保険者証

世帯主名 松園 栄

被保険者証記号番号 奈 1 681- 153

被保険者証交付日 平成 17年 6月 21日

(平成 17年 7月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 431号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 7月 8日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 432号

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 7月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成 16年奈良市告示第 426号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 補助対象住宅 昭和 56年 6月 1日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造部分で 3 階建て以下のものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、旧建築基準法第 38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅を除く。

第 2 条第 2 号中 「いう」を 「いい、その方法については、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」と同等以上の効力を有するものとする」に改める。

第 5 条第 1 項中 「費用」の次に【延べ面積 1 平方メートルにつき 1,000円を限度とする。】を加える。

附 則

この告示は、平成 17年 8月 1日から施行し、この告示による改正後の奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定は、同日以後に申請される補助金について適用する。

(平成 17年 7月 11日 揭示済)

奈良市告示第 433号

平成 17年奈良市農業委員会 7月総会を次のとおり招集します。

平成 17年 7月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 日時
平成 17年 7月 25日 (月曜日) 午後 2 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所北棟 6 階第 22会議室
- 3 付議すべき事項報告
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 副会長の選任について
 - (3) 議案第 1 号 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について
議案第 2 号 農業委員会協力員の定数について
 - (4) 報告第 1 号 平成 18年度農業施策に関する要望書について

(平成 17年 7月 11日 揭示済)

奈良市告示第 434号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 11日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西の京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 7月 11日 揭示済)

奈良市告示第 435号

結核予防法 (昭和 26年法律第 96号) 第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令 (昭和 26年政令第 142号) 第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人竹村内科 医院	奈良市小川町 1 番地	平成 17年 7 月 10日

(平成 17年 7月 12日 揭示済)

奈良市告示第 436号

結核予防法 (昭和 26年法律第 96号) 第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令 (昭和 26年政令第 142号) 第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人竹村内科 医院	奈良市椿井町 33番地	平成 17年 7 月 11日

(平成 17年 7月 12日 揭示済)

奈良市告示第 437号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 7月 12日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 7月 12日 揭示済)

奈良市告示第 438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈

良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 7月 13日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 13日 揭示済)

奈良市告示第 439号

地方税法(昭和 25年法律第 226号) 第 13条の 2 第 3 項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が外国のため送達することができないので、地方税法第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号) 第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17年 7月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 送達をすべき文書

納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成 17年 7月 13日 揭示済)

奈良市告示第 440号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 7月 14日

奈良市長職務代理人

奈良市総務部長 福 井 重 忠

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 7月 14日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 7月 14日 揭示済)

奈良市告示第 441号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良

市条例第 23号) 第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号) 第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 7月 14日

奈良市長職務代理人

奈良市総務部長 福 井 重 忠

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 7月 28日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 4月 5日、同月 8日、同月 11日から同月 14日まで、同月 18日から同月 22日まで、同月 25日から同月 27日まで

(平成 17年 7月 14日 揭示済)

奈良市告示第 442号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号) 第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 7月 15日

奈良市長職務代理人

奈良市総務部長 福 井 重 忠

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(公 1) 藤原町地内ほか 10 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 7月 21日までは入札控室、同月 22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 7月 21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 7月 22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 7月 15日 掲 示 済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 11号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 7月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市都市問題調整会議設置規程の一部を改正する

訓令

奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和 62年奈良市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 委員の項中「消防長 教育長」を「消防長」に、「都祁行政センター所長」を「都祁行政センター所長 教育総務部長 社会教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 7月 13日から施行する。

(平成 17年 7月 13日 掲 示 済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 7月 1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内あやめ池南一丁目地内他 6 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 7月 6 日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 7月 13日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 7月 1日掲示済)

奈良市水道局告示第 29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 7月 5日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
有限会社 ウイング	代表取締役 太田 隆男	奈良県大和郡山市 丹後庄町 60番地の 3	平成 17年 6 月 13日
株式会社 阪本工務 店	代表取締役 阪本 好司	奈良県御所市大字 僧堂 4 番地の 1	平成 17年 6 月 21日

(平成 17年 7月 5日掲示済)

奈良市水道局管理規程第 11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17年 7月 5日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。第 4 条第 3 項第 2 号、第 7 条第 2 項第 1 号及び同項第 2 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成 17年 7月 5日掲示済)

奈良市水道局告示第 30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同

規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 7月 13日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
新和設工	有川 勝己	奈良市南紀寺町二丁目 35番地の 6	平成 17年 6月 27日

(平成 17年 7月 13日 掲示済)

奈良市水道局告示第 31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2条の規定により公告します。

平成 17年 7月 15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内西大寺新池町地内他 2件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 7月 21日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 7月 28日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17年 7月 15日 掲示済)

奈良市水道局告示第 32号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 7月 15日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示

会計帳簿等の様式に関する規程（昭和 44年奈良市水道局告示第 7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	設計書（第 99条）	別記第 56号様式	を
」			」
「	設計書（第 99条）	別記第 56号様式	に
」	設計変更伺（第 99条）	別記第 56号様式の 2	
			」

改める。

別記第 56号様式の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この告示は、平成 17年 8月 1日から施行する。
(平成 17年 7月 15日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 11号

平成 17年 7月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 17年 7月 6日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時
平成 17年 7月 12日（火）
午前 10時から
 - 2 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 1 教育長報告
 - (1) 学校輝きプラン事業について
 - (2) 第 5回姉妹 3都市親善体育大会について
 - 2 議事
議案第 17号 平成 18年度奈良市立幼稚園園児募集要項について
 - 3 その他
 - (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
7月～8月
- 傍聴受付は、開催日の午前 9時から午前 9時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。
(平成 17年 7月 6日 掲 示 済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 14号

奈良市農業委員会平成 17年 7月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32年農業委員会告示第 4号）第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 7月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 山 田 正 春
記

- 1 日時
平成 17年 7月 13日（水）午後 1時 30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について

- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について（小作契約変更分）
- (6) 水田利用転換届出について（6月専決処理分）
- (7) 水田・畑地造成形質変更届出について（6月専決処理分）
- (8) 許可申請・届出の取下げについて
- (9) 知事許可について（6月許可分）
- (10) 非農地証明について（6月分）

(平成 17年 7月 6日 掲 示 済)